


所管部課	総務部防災安全課	部長	北田 和雄	
件名	東大和市国民保護計画の修正について			
		区分	1 審議事項	○ 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民保護協議会条例、東大和市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例、東大和市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則		
	部課機関			
1. 要旨				
<p>平成19年5月に策定した「東大和市国民保護計画」について、本計画の作成から年数が経過したことから、この間の市の組織変更等の軽微な修正を行い、「東大和市国民保護計画（平成26年度修正版）」として作成するものである。</p> <p>(1) 主な修正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正</li> <li>② 東大和市及び関係機関の組織の名称の変更及びそれに伴う分掌事務等の修正</li> <li>③ その他文言整理等の所要の修正</li> </ul> <p>(2) 修正年月 平成27年3月</p> <p>(3) 影響及び効果 本計画に基づき、公正な国民保護対策施策等を講じることができる。</p>				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
<p>平成26年4月以降、防災安全課において計画の修正案を作成。</p> <p>平成26年11月 各課管理者へ修正案の確認依頼。</p> <p>平成27年 1月 各課管理者へ修正案の再確認依頼。</p> <p>平成27年 2月 東大和市国民保護協議会において修正内容の報告。</p> <p>平成27年 3月 東大和市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について、文書課の審査終了後、庁議において審議。</p>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>今回の計画の修正については、国民保護法施行令第5条に規定する軽微な変更にとめており、国民保護法の規定に基づき、国民保護協議会への諮問や都知事への協議は不要となっているため、市（防災安全課）において修正を行った。</p>				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
<p>庁議終了後、速やかに印刷製本作業を進めたい。市議会議員及び東京都に対しては、印刷製本後、「東大和市国民保護計画（平成26年度修正版）」の配布により報告することとしたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。